

新規信託分割の公告

株式会社SMB C信託銀行（受託者）は、下記のとおり、2022年7月28日付で下記1の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から1か月以内にお申し出ください。

1. 従前の信託の特定

(1) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

SMFLみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

(2) 信託の年月日及び契約名称

2017年3月31日付不動産管理处分信託契約書（その後の変更を含む。）

2. 従前の信託において作成された財産状況開示資料等

上記1の信託についての、信託法施行規則（平成19年法務省令第41号）第17条第2号及び第3号に掲げる事項については、下記連絡先にご照会下さい。

3. 分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については下記連絡先にご照会下さい。

4. 連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

電話番号 03-6854-5575

2022年6月22日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

代表取締役 荻野 浩三